

令和3年第8回琴浦町議会定例会

請願・陳情文書表

受理番号 ・ 年月日	件名	要旨	請願・陳情者 住所及び氏名 (紹介議員)	付託委員会
3年陳情 第13号 10月26日	鳥取県内に放射性廃棄物の最終処分場を建設させない議会決議のための陳情書	別添	〒683-1812 米子市角盤町4-2 反核・平和の火リレー鳥取県実行委員会 実行委員長 其山 将範	総務産業
3年陳情 第14号 10月26日	放射性廃棄物を生む原子力発電の停止を求める意見書提出に関する陳情書	別添	〒683-1812 米子市角盤町4-2 反核・平和の火リレー鳥取県実行委員会 実行委員長 其山 将範	総務産業
3年陳情 第15号 11月15日	成年後見制度利用支援事業に係る給付要件の緩和と予算の増額について(陳情)	別添	〒689-0201 鳥取市伏野1729-5 県立福祉人材センター内 一般社団法人 鳥取県社会福祉士会 会長 朝倉 香織	教育民生
			〒	
			〒	

請 願 ・ 陳 情 文 書 表

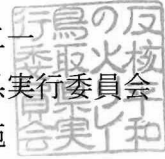
令和3年第8回琴浦町議会定例会提出

受理番号	3年陳情第13号
受理年月日	令和3年10月26日
件 名	鳥取県内に放射性廃棄物の最終処分場を建設させない議会決議のための陳情書
提出者及び 紹介議員	提出者 反核・平和の火リレー鳥取県実行委員会 実行委員長 其山 将範 (米子市角盤町4-2)
所管委員会	総務産業常任委員会
受 理	3年陳情第13号令和3年10月26日
付 議	令和3年12月3日第8回定例会
付 託	総務産業常任委員会
採 否	
処 理	

2021年10月 22日

琴浦町議会議長 小椋 正和 様

陳情者 米子市角盤町四の二
反核・平和の火リレー鳥取県実行委員会
実行委員長 其山 将範



鳥取県内に放射性廃棄物の最終処分場を建設させない議会決議のための陳情書

陳情要旨・理由

貴台におかれましては、かねてより非核・平和自治体宣言の下、平和行政の推進に尽力されていることに対して、敬意を表します。

2011年3月に発生した東日本大震災は、死者・行方不明者を合わせると1万8000人を超える未曾有の大災害となりました。この震災の中で起こった東京電力福島第一原発事故では、炉心溶融・爆発などが発生し、多くの放射性物質が大気・海洋・土壌に放出されてしまいました。この事故の影響により、周辺地域では、事故発生から10年以上を経てなお、多くの方々が避難生活を余儀なくされている状況です。

原発には、このような重大事故の危険性だけでなく、高レベル放射性廃棄物に分類される使用済み核燃料の問題もあります。福島第一原発においても原子炉わきのプールに存在していた大量の使用済み核燃料は被害を拡大させるリスクが高く大きな脅威となっていました。また、全国の原発から出ている高レベル放射性廃棄物の最終的な処分地や処分方法は未定のままです。

こうした放射性廃棄物をガラス固化体にして、地下300メートル以深に埋める地層処分をおこなうための最終処分場を国内のどこかに建設する計画が現在進んでいます。2017年7月に経済産業省が公開した「科学的特性マップ」では、鳥取県内の大部分が「好ましくない特性があると推定される地域」に分類された一方で、鳥取市・岩美町・八頭町・若桜町・智頭町・湯梨浜町・三朝町・琴浦町・大山町・日南町などに「好ましい特性が確認される可能性が相対的に高い地域」とされる部分が存在します。さらにその中でも沿岸部は「輸送面でも好ましい地域」とされ、鳥取県が最終処分場の選定候補から除外されたわけではないことがわかります。

また、鳥取県と岡山県の県境に位置する人形峠は以前より処分地の候補と言われており、岡山県内の自治体に対して説明会もおこなわれてきました。科学的特性マップでは「好ましくない特性があると推定される地域」とされた人形峠ですが、2019年8月、日本原子力研究開発機構が人形峠環境技術センターの敷地内において、早ければ2022年度にも低レベル放射性廃棄物の埋設試験研究を始めることを検討していると報道されました。これ



は実質的最終処分になることが懸念されており、低レベルとはいえ、人形峠を「核のゴミ捨て場」としていくことが示されてしまったと言えます。

地層処分される放射性廃棄物のガラス固化体は、人が近づけば20秒で死亡するという非常に危険なものであり、元のウラン鉱石と同じレベルまで放射能が低減するには10万年もの歳月が必要となります。ガラス化個体は鋼鉄製の容器などで覆われ岩盤の中に埋められますが、容器の耐用年数を超えると内部から漏れ出します。その耐用年数は10万年には遠く及ばないものです。漏れ出した放射性物質が地下水によって運ばれ、汚染が拡大する危険性は高く、地下水の流れは大きな地震による活断層のずれで変動します。数百メートルの深さで地層処分をおこなったとしても、地下670キロメートルまで震源が分布する日本では安全は担保されません。未来の人類に押し付けられる核のゴミが、安全なふるさとを奪うということを忘れてはなりません。

鳥取県は1987年に全市町村で非核自治体宣言の議会決議がなされました。また、市町村合併が進んだ後の2006年には改めて合併をした全自治体で同宣言の決議が達成されています。1980年代には現在鳥取市の一部である青谷町に原子力発電所の建設計画が持ち上がった際に、多くの住民の反対により建設が阻止されたという歴史もあります。そして、県中部で長年たたかわれたウラン残土撤去運動は、押し付けられた核のゴミを撤去させるという判決を勝ち取りました。

こうした「核のないふるさと」を求める鳥取県民の強い気持ちと、前述した放射性廃棄物の危険性を踏まえ、鳥取県内に放射性廃棄物の最終処分場が建設される動きがおこらないように、下記の内容の議会決議をおこなっていただきますようよろしくお願いいたします。

陳情事項

「今後、鳥取県内に放射性廃棄物の最終処分場を建設することに反対の意見を表明する」旨の議会決議をおこなっていただきたい。

請 願 ・ 陳 情 文 書 表

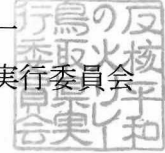
令和3年第8回琴浦町議会定例会提出

受理番号	3年陳情第14号
受理年月日	令和3年10月26日
件 名	放射性廃棄物を生む原子力発電の停止を求める意見書提出に関する 陳情書
提出者及び 紹介議員	提出者 反核・平和の火リレー鳥取県実行委員会 実行委員長 其山 将範 (米子市角盤町4-2)
所管委員会	総務産業常任委員会
受 理	3年陳情第14号令和3年10月26日
付 議	令和3年12月3日第8回定例会
付 託	総務産業常任委員会
採 否	
処 理	

2021年10月 22日

琴浦町 議会議長 小椋 正和 様

陳情者 米子市角盤町四の二一
反核・平和の火リレー鳥取県実行委員会
実行委員長 其山 将範



放射性廃棄物を生む原子力発電の停止を求める意見書提出に関する陳情書

陳情要旨・理由

貴台におかれましては、かねてより非核・平和自治体宣言の下、平和行政の推進に尽力されていることに対して、敬意を表します。

2011年3月に発生した東日本大震災は、死者・行方不明者を合わせると1万8000人を超える未曾有の大災害となりました。この震災の中で起こった東京電力福島第一原発事故では、炉心溶融・爆発などが発生し、多くの放射性物質が大気・海洋・土壌に放出されてしまいました。この事故の影響により、周辺地域では、事故発生から10年以上を経たなお、多くの方が避難生活を余儀なくされている状況です。

原発には、このような重大事故の危険性だけでなく、高レベル放射性廃棄物に分類される使用済み核燃料の問題もあります。福島第一原発においても原子炉わきのプールに存在していた大量の使用済み核燃料は被害を拡大させるリスクが高く大きな脅威となっていました。また、全国原発から出ている高レベル放射性廃棄物の最終的な処分地や処分方法は未定のままです。

こうした放射性廃棄物をガラス固化体にして、地下300メートル以深に埋める地層処分をおこなうための最終処分場を国内のどこかに建設する計画が現在進んでいます。2017年7月に経済産業省が公開した「科学的特性マップ」では、鳥取県内の大部分が「好ましくない特性があると推定される地域」に分類された一方で、鳥取市・岩美町・八頭町・若桜町・智頭町・湯梨浜町・三朝町・琴浦町・大山町・日南町などに「好ましい特性が確認される可能性が相対的に高い地域」とされる部分が存在します。さらにその中でも沿岸部は「輸送面でも好ましい地域」とされ、鳥取県が最終処分場の選定候補から除外されたわけではないことがわかります。

また、鳥取県と岡山県の県境に位置する人形峠は以前より処分地の候補と言われており、岡山県内の自治体に対して説明会もおこなわれてきました。科学的特性マップでは「好ましくない特性があると推定される地域」とされた人形峠ですが、2019年8月、日本原子力研究開発機構が人形峠環境技術センターの敷地内において、早ければ2022年度にも低



レベル放射性廃棄物の埋設試験研究を始めることを検討していると報道されました。これは実質的最終処分になることが懸念されており、低レベルとはいえ、人形峠を「核のゴミ捨て場」としていくことが示されてしまったと言えます。

地層処分される放射性廃棄物のガラス固化体は、人が近づけば20秒で死亡するという非常に危険なものであり、元のウラン鉱石と同じレベルまで放射能が低減するには10万年もの歳月が必要となります。ガラス化個体は鋼鉄製の容器などで覆われ岩盤の中に埋められますが、容器の耐用年数を超えると内部から漏れ出します。その耐用年数は10万年には遠く及ばないものです。漏れ出した放射性物質が地下水によって運ばれ、汚染が拡大する危険性は高く、地下水の流れは大きな地震による活断層のずれで変動します。数百メートルの深さで地層処分をおこなったとしても、地下670キロメートルまで震源が分布する日本では安全は担保されません。未来の人類に押し付けられる核のゴミが、安全なふるさとを奪うということを忘れてはなりません。

原子力発電を継続する限り放射性廃棄物は増加を続け、最終処分をめぐる問題も解決の困難さを増大させ続けていきます。早急に原発ゼロを実現し、エネルギー政策の転換を進めることが望まれます。どうか、地方自治法第99条の規定に基づき、下記の内容の意見書を国会、内閣総理大臣、経済産業大臣へ提出していただきますようお願いします。

陳情事項

地方自治法第99条の規定に基づき、現在停止している国内すべての原子炉を再稼働させず、「エネルギー基本計画」に原子力発電所ゼロを明記し、原子力から再生可能な自然エネルギーへとエネルギー源を転換していくよう求める意見書を国会、内閣総理大臣、経済産業大臣に提出すること。

請 願 ・ 陳 情 文 書 表

令和3年第8回琴浦町議会定例会提出

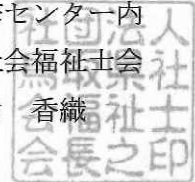
受理番号	3年陳情第15号
受理年月日	令和3年11月5日
件 名	成年後見制度利用支援事業に係る給付要件の緩和と予算の増額について（陳情）
提出者及び 紹介議員	提出者 一般社団法人 鳥取県社会福祉士会 会長 朝倉 香織 (鳥取市伏野 1729-5)
所管委員会	教育民生常任委員会
受 理	3年陳情第15号令和3年11月5日
付 議	令和3年12月3日第8回定例会
付 託	教育民生常任委員会
採 否	
処 理	



令和3年11月5日

琴浦町
議長 小椋 正和 様

鳥取市伏野 1729 番地 5
県立福祉人材研修センター内
一般社団法人 鳥取県社会福祉士会
会 長 朝倉 香織



陳 情 書

【件 名】 「成年後見制度利用支援事業に係る給付要件の緩和と予算の増額について」

【陳情項目】 1, 琴浦町成年後見制度利用支援事業について

- ① 現在の支給要件「年間収入 80 万円・預貯金額 30 万円」を共に 100 万円程度に引き上げること。
- ② 本事業の対象人数を実態に即して引き上げること。

【趣 旨】

2000 年 4 月民法改正により、認知症や知的障がい者、精神障がい者等の判断能力が不十分な人の権利擁護を目的とした成年後見制度は、それまでの財産管理中心から身上保護と意思決定支援を重視した制度へと大きく転換されました。

一般社団法人鳥取県社会福祉士会では、それに合わせ「権利擁護センターぱあとなあ鳥取」を立ち上げ、以来全県において 成年後見相談支援活動の一翼を担ってきました。ちなみに 2021 年 4 月現在、中部地区 1 市 4 町に在住の当会員の鳥取家庭裁判所倉占支部への成年後見人等登録者数は 41 名、総受任件数は 71 件に上っています。

さて、本来成年後見制度は、経済的条件にかかわらず、国民の誰もが、必要に応じて迅速に活用されるべきものですが、利用者の中には経済的困窮により家庭裁判所への申立費用並びに成年後見人等への報酬が自ら捻出できない方があります。これを支援する制度として、「市町村の成年後見制度利用支援事業」があり、大きな役割を果たしてきました。

貴町をはじめ中部地区市町に於かれましては、今までに、首長申立てに限定していた枠を外し、また、これらに対応する費用を予算化されるなど一定の改善を図ってこられました。現在の支給要件や予算規模では、未だ本制度の適用を受けることができない人も多く、今後さらに増えることが予想されます。

(ご参考；鳥取県各市町村の成年後見制度利用支援事業一覧表 令和 2 年 1 月、鳥取県福祉保健部支えあい局福祉保健課)



【理由】

身上保護と意思決定支援を重視した支援活動を展開している社会福祉専門職の団体である当法人は、他の受任団体とは異なり経済的困窮等の理由で報酬が負担できない人の後見を積極的に引き受けています。引き受けざるを得ない状況にあるとも言えます。

家庭裁判所は、本人の所有する財産と後見活動内容を基に報酬を決定することから、成年後見制度利用支援事業が利用できなければ、家庭裁判所は少額の報酬付与の決定しかできません。そのため、当法人では、受任会員が受領した後見報酬を拠出し、それを財源に相互扶助にて8,000円を上限に補填する仕組みを、センター立ち上げの時から行ってきました。ちなみに令和2年度の補填額は中部地区会員6名に対し約41万円となっており、生活困窮者の方々の積極的受任や市民後見人・親族後見人への相談支援活動等の会の運営に支障をきたしています。

成年後見制度がスタート以来20年を超え、誰もが必要な時には迅速に利用できる権利擁護の仕組みとして普及してきている現在、報酬が少なくその費用を数名の会員が相互に補い合う方法は法の趣旨にそぐわなくなっております。

つきましては、貴町に於かれましては、今年度、成年後見制度利用促進基本計画を策定されるに当たり、成年後見制度を必要とする方々の人数、年代別、生活困窮度別の実態や推定数を把握していただくとともに、是非とも支給要件（年間収入80万円・預金額30万円等）の緩和、一人あたりの適正報酬額、必要な予算額の計上につきご検討いただき、経済的困窮を理由に成年後見制度の利用が妨げられることのないよう、さらには当会の運営に特段のご配慮をいただきますようお願い申し上げます。

以上

令和3年11月5日

資料

- 1) 鳥取県社会福祉士会 パンフレット
- 2) 当会の後見活動状況
- 3) 鳥取県各市町村の成年後見制度利用支援事業一覧
(令和3年8月鳥取県福祉保健部支えあい局福祉保健部)

一社) 鳥取県社会福祉士会
権利擁護センターぱあとなあ鳥取

当会の後見活動状況 (R3年8月時)

一社) 鳥取県社会福祉士会

権利擁護センター ぱあとなあ鳥取

○当会 会員数 337名 (R3/4月) 内 ぱあとなあ会員数 100名 (29.7%)

1, 会員数 (家裁登録数)

R3/4月現在 (人)	
東部	23
中部	42
西部	35
合計	100

2, 地区別受任件数

R3/8月現在	受任件数	終了件数	合計受任件数
東部	78	1	79
中部	70	4	74
西部	55	7	62
合計	203	12	215

※ 中部地区は東・西部に比較し弁護士、司法書士の専門職が少なく、後見対応者も少ない。そのためか、社会福祉士の受任件数が多くなっている。

※ 東部地区、会員数は少ないが、鳥取市の利用支援事業の支給要件に年収の上限の定めがなく、利用者・支援者共に安心して後見制度が利用できるため(受任者の所感)、昨年より受任件数が倍増した。潜在的ニーズは高いことが伺える。

3, 類型別受任件数

R3/8月現在 受任者数 (件)	
後見	107
保佐	66
補助	30
任意後見	0
合計	203

4, 会員の成年後見利用支援事業の活用状況 R3/7月現在 ※受任1年未満は除く

	利用件数 (受任件数比)	支給額 (円)	平均支援額 (円)
東部	20件(41.6%)	18,000~24,000	20,494
中部	16件 (23%) *他に見込み者2~3名	10,000~18,000	17,313
西部	1件 (2%) *他に市と調整中2人	18,000	18,000
合計	37件		

5、当会の報酬不足額補填金申請状況 (R2 決算額 505,012 円)

(R2 予算額 384,000 円、▲121,012 円)

R2 年度	申請者数	受領金額	備考
東部	1	6,064	鳥取市の要綱に年収制限がないため補填件数が少ない
中部	6	406,548	新規受任者が低所得・今後も増加見込み
西部	2	92,400	
合計	9	505,012	

* ばあとなあ鳥取運営規程 (抜粋)

- 1 後見活動報酬拋出金 後見報酬付与に関する件数及び額の多少に関わらず、一率に後見報酬付与額の8%とする。但し年間の上限を50,000とする。

※ばあとなあ発足以来20年近く、報酬の相互扶助体制をとって来ている。当初家裁の決定する報酬額が現在の半額程度であったため、その後も変更せず8,000円を上限に補填し現在に至っている。

- 2 後見報酬不足額補填

補填額は後見報酬の平均額が8,000円未満の場合に限り、8,000円から家裁決定報酬額を差し引いた額とする。

補填期間は報酬付与額期間の内最長12か月分とする。

補填完了後、後見活動報酬拋出金を納付する。

* ばあとなあ会員の育成

基礎研修1、Ⅱ、Ⅲ、(各1年)終了後に ばあとなあ養成研修を受講するため 会員養成に最短4年必要、勤務しながらの研修のため、平均5～7年の養成期間がかかる。

そのため、中部地区ではこの5年間会員は増えていない。42名の会員(内4名は育児・介護・多忙等で未受任)でやりくりしながら受任対応している。

6、中部会員の報酬額の現状 R3/8月現在

	1万円未満	1～2万未満	2～3万未満	3～4万未満	4～7万未満	7万円以上	合計
東部	0件	4件	32件	6件	1件	0	43
中部	4件	21件	34件	5件	1件	0	65
西部	3件	15件	25件	8件	3件	0	54
合計	7件	40件	91件	19件	5件	0件	162

※ 中部の2万円未満の報酬件数「25件」の内、利用支援事業を「16件」活用できたが、残りの9件の内、すくなくとも「6件」は活用できず、補填金で対応又は未受領である。

※ 報酬件数と受任件数の差は、1年未満の新規受任等の理由で報酬が未請求のため。

